

事 務 連 絡

平成23年10月28日

各都道府県議会事務局 }  
各指定都市議会事務局 } 御中

総務省自治行政局公務員部

給与能率推進室

「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について」の送付について

平素より当室の業務に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日、総務副大臣名で「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について」（平成23年10月28日付け総行給第40号）（以下「総務副大臣通知」という。）を送付しました。

地方公務員の給与等については、国民・住民の関心が高いことから、各地方公共団体の議会が期待されている機能を果たし、十分に審議の上、決定すべきものであると考えています。

そのため、昨年度に引き続き、各都道府県議会議長及び各指定都市議会議長に対しても総務副大臣通知を発出しているところです。

これらを踏まえ、貴事務局におかれましても、特段の御配慮をお願いいたします。

**【担当】**

総務省自治行政局公務員部

給与能率推進室給与第一係、給与第二係

電話（直通）03-5253-5549